

社会福祉法人口和福祉会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人口和福祉会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(役員 の定義)

第2条 この規程で役員とは社会福祉法人口和福祉会定款第16条に定める者（以下「役員」という）をいう。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所として法人の業務に従事する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員報酬、賞与及び退職手当
 - (2) 非常勤役員報酬
- 2 常勤役員に対する退職手当は、社会福祉法人口和福祉会役員退任慰労金支給規程により支給するものとする。

(常勤役員 の報酬の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当 社会福祉法人口和福祉会役員退任慰労金支給規程に定める算式により算出される額。
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人口和福祉会給与規程に定める算式により算出される額。
- (5) その他の手当については社会福祉法人口和福祉会給与規程第19条に定めるところによる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人口和福祉会旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び賞与 職員給与規程に準じる。
 - (2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。法人及び施設業務の為の出勤に対する報酬は職員給与規程に準じて支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 端数の処理は職員給与規程に準じる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
会長理事	月額380,000円

別表第2（常勤役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額 × 1.9か月分以内
12月の賞与	報酬月額 × 2.1か月分以内

別表第3（非常勤役員等の報酬（源泉所得税及び復興特別所得税控除後手取額））

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円

※法人及び施設業務の為の出勤は時間給とし時給金額1,250円とする。

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査・理事会・評議員会への出席	10,000円
行政監査等立会等	10,000円